

新居浜市防災会議（第二回）

議事録

1. 日 時 平成25年3月1日金曜日 10:00～11:10

2. 場 所 5階大会議室

3. 出席者 新居浜市防災会議会長 新居浜市長 石川 勝行
新居浜市防災会議委員23名
新居浜市防災会議委員代理2名

事務局（防災安全課）5名

傍聴者 3名

4. 開会

防災会議会長あいさつ

5. 議事

(1) 新居浜市地域防災計画の修正について

事務局より説明

～質疑応答～

①総則について

なし

②地震災害対策編について

【新居浜市ボランティア連絡協議会代表】

高齢者や障がい者の代表として出席しているが、市民一人一人が災害について身近に感じているのかについて不安を感じた。災害が起こり、高齢者や障がい者が孤立してしまった際にどうすればよいのかについて、しっかりと周知は行われているのか。

また、救急医療情報キットについても、地域の方がその存在を知らなければ活用できないと思うが、しっかりと周知は行われているのか。

【事務局】

高齢者や障がい者の支援については、災害時要援護者支援計画で民生委員さんなどの協力も得ながら、支援の必要な方とその支援者について、名簿の作成を進めている。

【消防長】

救急医療情報キットは消防で作成し、所持者についても名簿により把握している。しかし、所持していても届け出をしていないものについては、把握できていない。

【市民部長】

災害時要援護者支援プランでは、事前に登録していただくことによって、一人で避難できない方の支援者を決定している。救急医療情報キットについては、しっかりと理解した上で利用していただくため、現在のところ希望者にもみ配布しているが、さらに広めていけるよう取り組んでいる。これらを複合的に活用するとともに、自主防災組織の活動などでも利用していただき、周知を図っていきたいと考えている。

【新居浜市女性連合協議会代表】

風水害や津波であれば、来るのが分かるため事前に備えることができるが、地震についてはいつ起こるのかが分からない。例えば中央構造線について、地震がいつ起こるかなどは分からないのか。

【事務局】

中央構造線による地震については、発生の間隔が1000年から2500年と言われている。したがって、海溝型の地震と比較すると、発生確率は低いと思われる。

また、各自治会の広報塔より、国からの緊急地震速報が流れるような体制の整備も行っている。

【新居浜市婦人防火クラブ運営協議会代表】

新居浜市は広報や啓蒙、啓発が控えめで、防災訓練においても、見せる訓練が主になっているように感じられる。自分の命を自分で守れるようになるため、ガラスの飛散防止や家具の固定、簡単な応急手当の方法について周知を行うとともに、訓練の内容についてももっと考えていただきたい。

【市長】

あらゆる機会を利用して、市民の皆様に周知徹底を図っていきたい。

【新居浜市ボランティア連絡協議会代表】

実施したアンケートによると、災害時について考えていないという人が非常に多い。いざという時に何ができるのかについて、周知していただきたい。

【事務局】

非常用持ち出し品や備蓄については、計画の中にも記述している。また、4月に配

布させていただく防災マップの中にも、備蓄など日頃の備えについて記述させていただき予定としている。

【市長】

計画でも記述しているが、説明会なども通じて具体的に周知していきたい。

③津波災害対策編について

なし

④風水害等対策編について

なし

⑤全体を通して

【新居浜市ボランティア連絡協議会代表】

ボランティアに行ったときの経験だが、だれが何をどうしたらいいのかが全く分からなかった。新居浜市としても、ボランティアを受け入れる際の役割分担について事前に決めておいていただきたい。

【事務局】

ボランティアの受入れや役割分担については、計画内に記述はあるものの、未だに課題となっている。

【市民部長】

計画内での記述も大切だが、実行できなければ意味がない。災害が起きた際のボランティア窓口は社会福祉協議会になると思われるが、全てをお任せするのではなく、訓練などを通して市も地域も協力し取り組めるようにしていきたい。

【新居浜市婦人防火クラブ運営協議会代表】

いざという時には、指示を出せるリーダーが必要だと思われる。防災士などについて、予算や今後の目標人数はどうなっているのか。

【事務局】

防災士資格を取るための費用については、市のほうが全額負担し、個人の負担はない。人数については、平成23、24、25年の3年間で150人の防災士を育成していく予定としているが、それで十分というわけではなく、女性や教職員など様々な方に資格を取っていただけるよう、今後も検討していきたい。

【東予地方局総務県民部長】

県においては昨年の10月30日に、南海トラフ巨大地震を想定して、61項目に渡って地域防災計画の改訂を行った。災害対策基本法では、市町村の地域防災計画は、

国の防災業務計画又は県の地域防災計画に抵触してはならないとなっている。今回の改訂案については、内容の確認を行った結果、県の修正項目すべてに対し適切に対応ができていた。現在県では、南海トラフ巨大地震を想定した被害想定調査を行っている。調査結果については、来年度できるだけ早く公表する予定だが、結果が出れば、広域での対策が必要であるという観点から、協議会を設置する予定としているため、4月以降になると思うが協力をお願いしたい。また、調査結果によっては県の計画をさらに改定することも考えられるため、必要があれば新居浜市の計画についても改訂を行っていただきたい。

【市長】

他に意見が無いようなので、新居浜市地域防災計画の修正案について、今回の案をもって最終決定とさせていただいてかまわないか。

～一同同意～

(2) その他

【事務局】

今後県から被害想定が公表されれば、新たな知見に基づく地域防災計画の見直しが必要だと思われるため、委員の皆様には協力をお願いしたい。

以上